

売払条件

- 1 売買物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けをすること。
- 2 売払代金は、歳入徴収官四国森林管理局長の発行する納入告知書により納付期限までに納付すること。
- 3 売買代金納入後は直ちに名義変更を行い、変更したことが証明できる書類を徳島森林管理署長へ提出して確認を受けること。
なお、その名義変更に係る事務処理及び費用は買受人の負担とする。
- 4 名義変更の完了を確認した時点をもって物件引渡しとするので、当該物件を受領したときは遅滞なく受領書を徳島森林管理署長へ提出すること。
- 5 車体に表示してある文字や特殊塗装等は、物件の引渡し後買受人の負担により速やかに消去し、その証拠写真を徳島森林管理署長へ提出して確認を受けること。
- 6 引渡しまでに、売渡人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除き、売払物件に隠れた契約不適合があっても、買受代金の減額又は損害の賠償を請求しないこととし、その修繕等に係る費用は買受人の負担とする。
- 7 その他、物件売買契約書及びこの売払条件に定められていない事項については、必要に応じ協議するものとする。